

## 《平成25年6月議会質問及び回答要旨》

### 1. がん患者の口腔ケアについて《回答：健康福祉部長》

がん患者の治療に際しての口腔内の問題として、手術の場合には、麻酔のため挿管するとき口腔内が不潔であると、細菌を気管に押し込んでしまう可能性がある。また抗がん剤治療の場合には、抗がん剤の副作用により口内炎が多くでき激しい痛みが出るという問題や、さらに放射線治療の場合には、唾液が出にくくなり口腔内が乾燥することなどにより、がん治療の予後に影響があると考えられる。

そのため県としては、医師や歯科医師、歯科衛生士に研修を行うなど、口腔ケアの普及に努めるとともに、病院と歯科診療所の情報を共有する環境の整備を進めていきたいと考えている。

### 2. 全国学力・学習状況調査及び島根県学力調査について《回答：教育長》

全国学力・学習状況調査については、国の実施要領に基づき島根県全体の結果を公表し、島根県学力調査は、島根県全体と市町村ごとの結果を公表し、学校ごとの結果は公表しないこととしている。

また、それらの調査結果については、各学年、各教科の調査結果から課題について、あるいは教科の調査結果と生活・学習意識の結果を関連づけて分析を行い、その結果を島根県学力調査報告書あるいは各教科等の指導の重点にまとめて各学校に配布し、授業改善に活用している。

### 3. 木材利用ポイント制度について《回答：知事》

木材利用ポイントは県の木材製品だけではなく農林水産品とも交換できるため、県の農林水産品をPRする必要がある。このため県外の方に対しては、交換商品の県のカatalogを作成し、県のホームページに掲載をしたり、県外での商談会、あるいは「にほんばし島根館」での配布などを考えている。

またこれに関連し、県産材木材住宅助成制度を来年度どうするかということについては、今後国の制度である木材利用ポイント制度が来年度どのようになるのか、あるいは木材住宅の着工戸数の動向などをよく注視し、関係者の意見を十分聞きながら、来年度当初予算の中でよく考えていきたいと思っている。

### 4. 株式会社の認可保育所参入について《回答：健康福祉部長》

株式会社の保育所参入に際して議論のある配当規制、撤退スキーム及び情報開示義務についてであるが、まず配当規制については、現在特段の規制はないかが、市町村から交付される運営費はそれらから生じる利息を除き、原則として保育事業に係る経費に充当すべきものとされている。

撤退スキームについては、島根県では児童福祉法施行細則により、廃止予定日の3ヶ月前までに入所児童の新たな受け入れ先などを明らかにし、知事の承認を受けなければならないことになっているため、島根県においては、廃止に伴い急に預かり先がなくなるような事態は生じないと考えている。

情報開示義務については、保育所の運営に関する財務諸表の公表については義務づけとなっていないが、この度厚労省から社会福祉法人の財務諸表については、広く一般の方が閲覧できるようインターネット等での公表をするよう法人に対し周知・指導をするよう依頼があったため、このような動きの中で、株式会社の財務諸表の公開について、今後どのように取り扱われるのか注視していきたいと考えている。

### 5. 心のノートについて《回答：教育長》

道徳の副教材である心のノートは、子どもが身につける道徳の内容を分かりやすく表し、道徳価値について自ら考えるきっかけとなるものとして作成されており、学校だけではなくて家庭で保護者と一緒に考えることの出来る教材であると思っている。

また心のノートの視点あるいは指導の内容は、4つの視点(①自分自身に関する視点②他の人とのかわりに関する視点③自然や崇高なものとのかわりに関する視点④集団や社会とのかわりに関する視点)から構成されており、これらの4つの視点からそれぞれ指導していくことになっている。